

付 録
審 査 公 報

- 最高裁判所裁判官国民審査公報

A 4 判に縮小して掲載

最高裁判所裁判官国民審査公報

静岡県選挙管理委員会



最高裁判所判事
小池 裕
昭和二十六年七月二日生

略歴
新海郡の岡市で生まれ、その後、東京、神奈川県立湘南高等学校、藤沢市立藤が岡中学校、神奈川県立湘南高等学校、東京大学法学部を卒業。
昭和二十二年 四月 判事補任官 以後、大坂地裁、横浜地裁、大坂地裁、最高裁判所、同級地裁、東京地裁に勤務。
昭和二十六年 四月 判事任官 以後、東京地裁判事、最高裁判所判事任官。
昭和二十七年 四月 最高裁判所判事。
平成一六年 八月 東京地裁判事部長。
一八年 一月 最高裁判所判事部長。
二二年 七月 水戸地裁判事部長。
二四年 三月 東京地裁判事部長。
二五年 七月 東京地裁判事部長。
二六年 四月 東京地裁判事部長。
二七年 四月 最高裁判所判事。



最高裁判所判事
戸倉三郎
昭和十九年八月一日生

略歴
山口県周田市生まれ、地元の小学校、中学校、山口県立周田高等学校を経て、一橋大学法学部を卒業。
昭和五五年 四月 司法修習生。
五七年 四月 判事補任官。
大坂地裁、札幌地裁、最高裁判所、同人事務任官、東京地裁に勤務。
平成 四年 四月 判事任官。
東京地裁判事、司法研修所教官、広島地裁判事、東京地裁判事、司法研修所教官、最高裁判所判事、同人事務任官、東京地裁判事部長、最高裁判所判事、同人事務任官。
二二年 四月 最高裁判所判事部長。
二五年 九月 最高裁判所判事部長。
二五年 十月 さいたま地裁判事。
二六年 七月 最高裁判所判事部長。
二八年 四月 最高裁判所判事。
二九年 三月 最高裁判所判事。



最高裁判所判事
山口 厚
昭和二十八年一月六日生

略歴
新潟県生まれ、東京都目黒区立藤香小学校、東山中学校を経て東京教育大学（現、筑波大学）附属駒場高等学校を卒業。
昭和五五年 三月 東京大学法学部卒業。
五七年 四月 東京大学法学部助手・刑法専攻。
五九年 七月 東京大学法学部助手。
平成 二年 五月 日本司法研修所判事。
二四年 一月 司法試験委員。司法研修所判事、東京大学大学院法学政治学専攻研究科教授、法学部判事任官。
二五年 九月 法務審議会委員。
二六年 三月 東京大学退職（現、名誉教授）。
二八年 四月 早稲田大学大学院法学研究科教授。
二八年 八月 弁護士登録（第一東京弁護士会）。
二九年 一月 早稲田大学退職（現、名誉教授）。
二九年 二月 最高裁判所判事。



最高裁判所判事
菅野博之
昭和二十七年七月三日生

略歴
北海道札幌市川内町の東川町生まれ、自然豊かな然別、洞爺湖で少年時代を過ごし、一橋大学法学部を卒業。
昭和五五年 四月 判事補任官。
判事任官、最高裁判所判事、同級地裁、東京地裁、最高裁判所判事、同人事務任官、東京地裁判事、司法研修所判事、同人事務任官、東京地裁判事部長、最高裁判所判事、同人事務任官、東京地裁判事部長、最高裁判所判事、同人事務任官。
平成 二年 四月 判事任官。
東京地裁判事、札幌地裁判事、最高裁判所判事、同人事務任官、東京地裁判事部長、最高裁判所判事、同人事務任官、東京地裁判事部長、最高裁判所判事、同人事務任官。
二四年 三月 水戸地裁判事部長。
二六年 四月 東京地裁判事部長。
二七年 二月 最高裁判所判事。
二八年 九月 最高裁判所判事。

最高裁判所において関与した主要な裁判
一 平成二七年二月二日 大法廷判決
平成二七年二月二日 四日執行の衆議院議員総選挙当時において、小選挙区選出議員の選挙区割り、前回の総選挙当時と同様に憲法の投票価値の平等を反する状態にあり、合理的期間内における是正がなされなかったと見なされ、憲法に違反するものといえ、多数意見。
二 平成二七年二月六日 大法廷判決
民法七三条一項の規定のうち、〇〇日を過ぎて再婚禁止期間を設ける部分は、遅くとも平成〇〇年当時において、憲法に違反するに至っていたが、立法措置とならなかった立法行為は、国家賠償法上違法とはいえないと、多数意見。
三 平成二八年二月二日 大法廷判決
外国国家が発行した円建て債券に係る債権者請求訴訟につき、債券の管理会社は、債券の償還のために訴訟を指す者となることとした（全員一致、裁判長）。
四 平成二八年二月八日 第一小法廷判決
判決で示す事情の下においては、裁判長の周辺住民は、適法被告を理由として自衛隊機の運航の差止めを求めた訴え、適法に提起することができたと、多数意見。
五 平成二八年二月九日 大法廷判決
共同相続された普通預金債権、通算預金債権及び定期貯金債権は、相続開始と同時に当然に相続人に分けて分割されることではなく、遺産分割の対象となる（全員一致、補足意見付）。
六 平成二九年三月五日 大法廷判決
車両に使用される承諾書が、G・P・S端末を取り付けて位置情報を検閲し把握するGPS捜査に、令状がなければならずと、多数意見（全員一致）。

裁判官としての心構え
裁判官としての心構え、価値観が多様化するにつれて、利害の対立、考え方の対立が顕著な増えています。様々な対立が生み出す紛争等について、憲法に基づき実質的・法的に様々な合理性をもって、検証可能な形で示す裁判の果たす役割は、より重要なものになっていくと思えます。常に中立公正であることと、心を開き、正義を成すだけ幅広いとらえ、多様な考えや立場を広く受け入れ、柔軟に判断することを目指してまいります。

最高裁判所において関与した主要な裁判
一 平成二九年九月五日 第二小法廷判決
訴訟上の救助の決定を受けた相手方が直接取り戻すことができないが、その取戻すことができない額を、右相手方に費用に相当する訴訟費用の負担割合を単に定めておくべきものと、憲法に違反するものといえ、多数意見。
二 平成二九年九月七日 第三小法廷判決
破産債権者が破産手続開始後に物件担保に優先する債権の一部の弁済を受けた場合において、破産手続開始時の債権額を基礎として計算された配当額が、当該債権の本体法上の残額を超過するときは、その超過する部分は、当該債権者について配当すべきであり、物件担保人の求償権や他の破産債権者について配当すべきではない（全員一致）。
三 平成二九年九月七日 大法廷判決
平成二八年七月七日に執行された参議院議員通常選挙の当時、選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものといえ、多数意見。
四 平成二九年九月七日 大法廷判決
選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものといえ、多数意見。
五 平成二九年九月七日 大法廷判決
平成二八年七月七日に執行された参議院議員通常選挙の当時、選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものといえ、多数意見。
六 平成二九年九月七日 大法廷判決
平成二八年七月七日に執行された参議院議員通常選挙の当時、選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものといえ、多数意見。

裁判官としての心構え
裁判官としての心構え、価値観が多様化するにつれて、利害の対立、考え方の対立が顕著な増えています。様々な対立が生み出す紛争等について、憲法に基づき実質的・法的に様々な合理性をもって、検証可能な形で示す裁判の果たす役割は、より重要なものになっていくと思えます。常に中立公正であることと、心を開き、正義を成すだけ幅広いとらえ、多様な考えや立場を広く受け入れ、柔軟に判断することを目指してまいります。

最高裁判所において関与した主要な裁判
一 平成二九年三月五日 第二小法廷判決
訴訟上の救助の決定を受けた相手方が直接取り戻すことができないが、その取戻すことができない額を、右相手方に費用に相当する訴訟費用の負担割合を単に定めておくべきものと、憲法に違反するものといえ、多数意見。
二 平成二九年三月五日 第二小法廷判決
破産債権者が破産手続開始後に物件担保に優先する債権の一部の弁済を受けた場合において、破産手続開始時の債権額を基礎として計算された配当額が、当該債権の本体法上の残額を超過するときは、その超過する部分は、当該債権者について配当すべきであり、物件担保人の求償権や他の破産債権者について配当すべきではない（全員一致）。
三 平成二九年三月五日 第二小法廷判決
平成二八年七月七日に執行された参議院議員通常選挙の当時、選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものといえ、多数意見。
四 平成二九年三月五日 第二小法廷判決
平成二八年七月七日に執行された参議院議員通常選挙の当時、選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものといえ、多数意見。
五 平成二九年三月五日 第二小法廷判決
平成二八年七月七日に執行された参議院議員通常選挙の当時、選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものといえ、多数意見。
六 平成二九年三月五日 第二小法廷判決
平成二八年七月七日に執行された参議院議員通常選挙の当時、選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものといえ、多数意見。

裁判官としての心構え
裁判官としての心構え、価値観が多様化するにつれて、利害の対立、考え方の対立が顕著な増えています。様々な対立が生み出す紛争等について、憲法に基づき実質的・法的に様々な合理性をもって、検証可能な形で示す裁判の果たす役割は、より重要なものになっていくと思えます。常に中立公正であることと、心を開き、正義を成すだけ幅広いとらえ、多様な考えや立場を広く受け入れ、柔軟に判断することを目指してまいります。

最高裁判所において関与した主要な裁判
一 平成二九年三月五日 第二小法廷判決
訴訟上の救助の決定を受けた相手方が直接取り戻すことができないが、その取戻すことができない額を、右相手方に費用に相当する訴訟費用の負担割合を単に定めておくべきものと、憲法に違反するものといえ、多数意見。
二 平成二九年三月五日 第二小法廷判決
破産債権者が破産手続開始後に物件担保に優先する債権の一部の弁済を受けた場合において、破産手続開始時の債権額を基礎として計算された配当額が、当該債権の本体法上の残額を超過するときは、その超過する部分は、当該債権者について配当すべきであり、物件担保人の求償権や他の破産債権者について配当すべきではない（全員一致）。
三 平成二九年三月五日 第二小法廷判決
平成二八年七月七日に執行された参議院議員通常選挙の当時、選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものといえ、多数意見。
四 平成二九年三月五日 第二小法廷判決
平成二八年七月七日に執行された参議院議員通常選挙の当時、選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものといえ、多数意見。
五 平成二九年三月五日 第二小法廷判決
平成二八年七月七日に執行された参議院議員通常選挙の当時、選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものといえ、多数意見。
六 平成二九年三月五日 第二小法廷判決
平成二八年七月七日に執行された参議院議員通常選挙の当時、選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものといえ、多数意見。

(うちをごらんください)

